

第6編

世界経済

第1章 世界の人口

第1節 はじめに

2019年6月17日、国連経済社会局人口部は『世界人口推計2019年版』を発表した。これによれば、世界人口は現在の77億人から2050年には97億人となるとされており、今後30年で20億人の増加となる見込みである。

また、平均寿命の延びと少子化によって、世界人口の高齢化が進んでいることと、人口が減少している国の数が増えていることも確認している。

なお、世界の人口は、2019年7月現在、約77億1,300万人とされている。

第2節 地域ごとの増加率

1 人口の増加・増加率について

今後2050年までに予測される世界人口の増加の過半は、インド、ナイジェリア、パキスタン、コンゴ民主共和国、エチオピア、タンザニア連合共和国、インドネシア、エジプト、米国（予測される人口増が多い順）の9か国で生じる。インドは2027年頃、中国を抜いて世界で最も人口が多い国になるとみられる。

サハラ以南アフリカの人口は、2050年までに倍増すると予測されている（99%の増加）。2019年から2050年にかけて、人口増加率が低下するとみられる地域としては、オーストラリアとニュージーランドを除くオセアニア（56%）、北アフリカと西アジア（46%）、オーストラリアとニュージーランド（28%）、中央・南アジア（25%）、ラテンアメリカ・カリブ（18%）東・東南アジア（3%）、欧州・北米（2%）が挙げられる。

2 世界の出生率

全世界の出生率は、1990年の女性1人当たり3.2人から2019年には2.5人へと低下し、2050年にはさらに2.2人へと減少が見込まれている。

2019年時点で女性1人当たりの出生数はサハラ以南アフリカ（4.6人）、オーストラリアとニュージーランドを除くオセアニア（3.4人）、北米・西欧（2.9人）および中央・南アジア（2.4人）で、依然として2.1人を上回っている。

なお、1世代の置き換えを確保し、移民の流入がないと仮定して長期的に人口減少を回避するためには、女性1人当たり2.1人という出生率が必要になる。

第2章 世界の経済成長

2021年1月5日、世界銀行は、世界全体の経済成長率等の見通しを発表した。具体的には、次のとおりである。

■世界銀行による世界経済予測

成長率	世界の経済生産高は、昨年、新型コロナウイルス感染症により大きく落ち込んだが、2021年は4%の成長が見込まれている。 ただし、感染症の大流行以前の予測は大きく下回ったままとなるだろう。
リスク	下振れリスクとしては、感染のさらなる拡大、ワクチン供給の遅れ、大流行による経済への予想以上の悪影響、財政的圧迫等の可能性が挙げられる。 不透明感が高まる中で、望ましくない展開を回避し、よりよい状況を実現するために、政策立案者の役割が重要性を増している。 政策措置を通じ、膨大な債務負担によるリスクと、時期尚早な財政引締めによる経済活動の鈍化というリスクの間でバランスをとると共に、保健と教育を守り、ガバナンスを改善し、債務の透明性を拡大することで強靱性強化を図る必要がある。

第3章 アメリカ鉄鋼輸入制限

2018年3月23日、アメリカのトランプ政権は、鉄鋼とアルミニウムの輸入制限措置を発動した。具体的には、鉄鋼には25%の追加関税を、アルミニウムには10%の追加関税を課すものである。

これに先立ち、22日、トランプ政権は、輸入制限の適用除外国としてカナダやEU（欧州連合）など7か国・地域については、輸入制限措置の適用を一時的に猶予するとした。しかし、日本や中国には輸入制限措置を適用するとした。

なお、6月20日、アメリカ商務省は、関税の適用を品目別に除外する手続きに関して、42品目を適用除外に選定すると発表し、日本など7社の製品が選定されている。

第4章 米中貿易摩擦（貿易戦争）

第1節 一带一路構想とA I I B

1 一带一路構想とは

「一带一路構想」とは、2013年に中国の周近平国家主席が提唱し、現在では中国共産党規約に盛り込まれた、中国を中心とする広域経済圏構想である。一帯とは中国から中央アジア諸国やロシアを通過してヨーロッパを結ぶシルクロードを指し、一路とは南シナ海からASEAN諸国を経由しインド洋に至る21世紀海上シルクロードを指す。

一带一路沿線地域は、人口では世界の約60%を占めながら、GDPでは約30%にすぎない。こうした地域は中国の一带一路構想による地域経済の発展を大いに期待しており、すでに100以上の国と地域、国際組織が積極的な支持と参加を表明した。「政策面の意思疎通」、道路や鉄道など「インフラの連結」、「貿易の円滑化」、「資金の融通」、「民心の意思疎通」の五つの分野での協力を進めている。

2 アジアインフラ投資銀行（A I I B）

アジアインフラ投資銀行（A I I B）とは、中国が主導し2016年1月に発足した国際金融機関である。本部は北京にあり、総裁は中国財務省OBが務めている。アジア諸国を中心にインフラ融資を行うことを目的とし、一带一路構想を資金面から補完する役割を担っている。

中国、BRICs諸国、英独仏伊等57か国で発足し、2017年12月現在、加盟国・地域は現在84まで拡大した。これは日米が主導するアジア開発銀行（ADB）の67か国・地域を上回る。日本は、中国の出資比率が高いことからA I I Bの独立性に疑問が残るとして、アメリカと共に参加を見送っている。

2016年6月には、本部のある北京で初の年次総会が開かれ、融資業務を本格化させた。職員不足やノウハウの少なさなど、課題も数多く残っており、最初は他の国際金融機関との協調融資が中心となる模様である。実際に、初の融資となる4つの案件のうち、3つはそれぞれアジア開発銀行、世界銀行、欧州復興開発銀行（IBRD）との協調融資となっている。

2019年7月13日、ルクセンブルクで開催されたA I I B理事会第4回年会の席上で、アフリカのベナン、ジブチ、ルワンダの3か国の加盟を承認した。これにより、A I I Bの加盟国数は100か国となった。

第2節 米中貿易摩擦（貿易戦争）

1 はじめに

「米中貿易摩擦（貿易戦争）」とは、2018年7月頃から始まったアメリカと中国との間で生じている貿易をめぐる対立のことである。

2018年3月22日、アメリカのトランプ大統領が、知的財産権の侵害を理由として、中国製品に追加関税を課す制裁措置の大統領令に署名をしたことに端を発したものである。

■米中貿易摩擦を巡る主な動き

2018年3月22日	トランプ大統領が、知的財産権の侵害を理由として、中国製品に対して、追加関税を課す制裁措置の大統領令に署名
6月15日	アメリカが、年間500億ドル(約5兆7,000億円)相当の中国製品に対して、25%の制裁関税を課すと発表
6月16日	上記の措置に対抗して、中国が、年間500億ドル相当のアメリカ製品に対して、25%の制裁関税を課すと発表
7月6日	アメリカ・中国が、制裁関税500億ドル分のうち、第一弾として、340億ドル分について互いの製品に制裁関税を発動
9月17日	アメリカが、中国からの輸入品2,000億ドル(約22兆円)分に、24日から10%の追加関税をかけると表明
9月18日	中国が、アメリカからの輸入品600億ドル分について報復関税を課すと表明
12月1日	アメリカのトランプ大統領と中国の習近平国家主席がアルゼンチンのブエノスアイレスで会談し、2019年1月から予定していた対中制裁関税の10%から25%への引上げを当面見送り、知的財産侵害などをめぐる争いは90日の期限で交渉することとなった

2 2019年に入ってからの動き

(1) 「デジタル人民元」構想

2019年10月、中国政府系のシンクタンクである中国国際経済交流センターの黄奇帆副理事長による講演が行われ、その中で「デジタル人民元」構想への言及があった。

デジタル人民元は、従来の電子マネーの発行主体が民間企業であるのに対し、中央銀行が発行するという点に特徴があり、銀行口座を介することなく、誰でも、どこでも使えるようになる見込みがある。

なおデジタル人民元が普及すれば、これまでの経済制裁の手段であった「ドルを使わせない」ことの効果が薄まり、安全保障上の懸念が生じるとの指摘がある。

(2) ファーウェイ・ZTE 製品購入禁止

2019年11月22日、アメリカ連邦通信委員会（FCC）は、FCCが運営するユニバーサルサービス基金（USF）を使い、国家安全保障を脅かす企業の製品購入を禁止する決定を満場一致で可決した。対象となる企業として、中国通信企業の華為技術（ファーウェイ）と中興通迅（ZTE）が名指しされている。

これを受けてファーウェイは、12月5日に中国で会見を開き、アメリカ政府が決めたファーウェイ製品の排除措置の撤回を求め、アメリカの裁判所に提訴している。

(3) 貿易交渉 第1段階の合意が達成

2019年12月14日、アメリカと中国の貿易交渉について、第1段階の合意に達した。具体的には、中国による、①知的財産権の保護、②技術移転の強制的見直し、③アメリカ産の農産物を大量に購入すること等が盛り込まれているとされている。

これを受け、アメリカのトランプ政権は、中国からの輸入品に上乗せしている関税のうち15%の関税を半分まで引き下げるとを発表した。なお、2018年3月に中国に対する関税措置を発動して以来、引下げを行うのは今回が初めてのことである。

3 2020年に入ってからの動き

(1) 米中「第1段階」合意 追加関税取り下げ

2019年12月13日、アメリカ・中国両政府は、両国の貿易協議が部分合意に達したと発表した。合意文書は、知的財産権、技術移転、食品・農産物、金融サービス、為替レート、貿易の拡大等の9章で構成されている。アメリカは、発動済みの制裁関税を段階的に撤回することとなり、2020年2月14日、本合意が発効された。

(2) 中国5社の使用排除の大統領令

2020年8月13日、アメリカ政府は、通信機器大手「華為技術（ファーウェイ）」などの中国IT企業5社の機器やサービスを使う企業との取引を禁止とする規則を施行した。5社製品の利用企業を、アメリカの政府調達から締め出すことにより、中国企業の排除を一段と強化し、中国への情報流出を防ぐ狙いがあるとされている。

第5章 NAFTA再交渉

第1節 NAFTA

「NAFTA（北米自由貿易協定）」とは、1992年に調印し、1994年1月に発効したアメリカ・カナダ・メキシコの3か国で結ばれた経済協定のことで、加盟国の関税の引下げや、金融・投資の自由化、知的財産権の保護などを取り決め、締約国間の貿易障壁を取り除くことで、より円滑な取引を行なうために締結されたものである。

第2節 NAFTA再交渉・USMCA発効

2017年8月頃から、NAFTAの取り決めなどを見直すため、3か国間で交渉が行われてきた。2018年8月27日にアメリカとメキシコが大筋で合意に達し、9月30日にアメリカとカナダとの間で妥結した。

これに伴い、協定の名称が「アメリカ・メキシコ・カナダ協定 (the United States-Mexico-Canada Agreement, USMCA)」に変更されることとなった。

2020年7月1日、NAFTAに代わる新しい貿易協定であるUSMCAが発効した。NAFTAと異なり保護主義的な面が強まっており、アメリカへの乗用車輸入数量に規制をかける等の規定が設けられている。例えば、カナダとメキシコがアメリカへ輸出できる乗用車に関して、年間260万台を超えるときは、高関税を課して規制するといった内容である。

USMCA発効に見据えて、ドイツのBMWがアメリカ国内でエンジン工場を新設する検討に入る等しており、日本の自動車メーカーも新たな設備投資や調達先の変更を検討する必要が生じている。

第6章 世界経済に関するその他の事項

■イラン産原油の禁輸措置

2019年4月22日、アメリカ政府は、イラン産原油の禁輸措置について、日本を含む8か国・地域に対する適用除外措置を打ち切ると発表し、5月1日までに輸入を全面停止するよう求めた。

アメリカは2018年11月、トランプ大統領がイラン核合意から離脱したことを受けてイランの原油輸出に対する制裁を復活していた。ただし日本を含む中国、韓国、インド、台湾、トルコ、イタリア、ギリシャの8か国・地域については6か月の間、制裁の適用除外を認めていた。

■IMF理事会、ゲオルギエバ氏を次期専務理事に選出

2019年9月25日、国際通貨基金（IMF）理事会は、クリスタリナ・ゲオルギエバ氏をIMFの次期専務理事兼理事会議長に選出した。任期は、2019年10月1日からの5年間である。

なおゲオルギエバ氏はブルガリア国籍で、2017年1月から世界銀行の最高経営責任者（CEO）を務めてきた。2019年2月1日から4月8日にかけては、世界銀行の暫定総裁であった。

■OECD デジタル課税の素案公表

2020年10月12日、経済協力開発機構（OECD）は、低税率競争に歯止めをかける最低税率の設定やデジタル企業からの税収の再配分などの新ルールを公表した。仮に実現すれば、世界の法人税収が800億ドル増えるとの試算も示されている。

もともと、新型コロナウイルス感染症の影響等で議論が遅れており、2020年末の想定だった合意目標は2021年半ばに遅らされている。